

令和 6 年度須坂市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 7 月 1 日

須坂市長 三 木 正 夫

令和 6 年度須坂市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱

（趣旨）

第 1 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和 5 年 11 月 2 日閣議決定）における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、定額減税補足給付金（調整給付）を支給することについて必要な事項を定める。

（定義）

第 2 令和 6 年度須坂市定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金」という。）は、第 1 の目的を達するために、須坂市によって贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第 3 調整給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、かつ、令和 6 年 1 月 1 日時点で須坂市に住所を有する者（須坂市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。ただし、第 1 号においては、令和 5 年分所得税に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える者を除き、第 2 号においては、令和 6 年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える者を除く。

(1) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）上の居住者に限る。）

ア 3 万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和 5 年 12 月 31 日時点で国外に居住する者を除く。）の数に一を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和 6 年分所得税額として推計した額（令和 5 年分所得税額）

(2) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者

ア 1万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和5年12月31日時点で国外に居住する者を除く。）の数に一を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和6年度分個人住民税所得割の額

2 前項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等（以下「確定申告書等」という。）から把握できる令和5年分所得税額又は令和6年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

3 第1項第1号イの規定における令和6年分所得税額として推計した額（令和5年分所得税額）及び同項第2号イの規定における令和6年度分個人住民税所得割額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含まない。

（支給額）

第4 第3の規定により支給対象者に対して支給する調整給付金の金額は、次に掲げる額の合算額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

（1）アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

ア 第3第1項第1号アに掲げる額

イ 第3第1項第1号イに掲げる額

（2）アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）

ア 第3第1項第2号アに掲げる額

イ 第3第1項第2号イに掲げる額

2 前項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和6年7月16日とする。

3 事務処理基準日以降に生じた第1項第1号ア及びイ並びに第2号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金の金額に反映しないものとする。

（受給権者）

第5 調整給付金の受給権者は、第3における支給対象者とする。

（支給の方式）

第6 調整給付金の支給を受けようとする者は、令和6年度須坂市定額減税調整給付金支給確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）を提出するものとする。

2 確認書の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号及び第4号に掲げる方式は、確認書の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送方式 提出者が確認書を郵送により市に提出し、市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口方式 提出者が確認書を市の窓口に出し、市が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 提出者が確認書を郵送により、又は市の窓口に出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(4) 現金書留送付方式 提出者が確認書を郵送により、又は市の窓口に出し、市が現金書留等により現金を送付する方式

3 市長は、確認書の提出にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示させること等により、提出者本人による提出であることを確認するものとする。

4 市長は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から令和6年度須坂市定額減税調整給付金支給確認書送付先変更届出書（様式第2号。以下「送付先変更届出書」という。）の提出があったときは、当該送付先変更届出書に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

第7 市長は、第6の規定にかかわらず、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の規定に基づき、公金受取口座情報を取得できた者等であって、第3第1項に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者に対し、令和6年度須坂市定額減税調整給付金支給のお知らせ（様式第3号）により調整給付金の支給の申込みを行うことができる。

2 前項による支給対象者は、支給の申込みを受けた際、令和6年度須坂市定額減税調整給付金受給辞退の届出書（様式第4号）による受給の辞退又は令和6年度須坂市定額減税調整給付金支給登録口座変更等の届出書（様式第5号）による登録口座の変更を申し出ることができる。

3 市長は、調整給付金支給のお知らせ発出日から10日後までに前項の申し出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、調整給付金を支給することができる。

（代理人による確認書の提出又は支給の申請）

第8 支給対象者に代わり、代理人として第6の規定による確認書又は送付先変更届出書（以下「確認書等」という。）の提出及び調整給付金の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

（1）法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

（2）親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等市長が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは、確認書等の委任欄へ必要事項を記入しなければならない。

3 市長は、前項の規定により、代理人から確認書等の提出があったときは、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

4 市長は、第1項第1号及び第2号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書等の受付開始日及び提出期限）

第9 調整給付金の確認書等の提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書の提出期限は、令和6年11月30日とする。

3 送付先変更届出書の提出期限は、令和6年11月22日とする。

（支給の決定）

第10 市長は、第6の規定により確認書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金を支給する。

（調整給付金の支給等に関する周知等）

第11 市長は調整給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、確認書提出の方法、確認書の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（確認書の提出等が行われなかった場合等の取扱い）

第12 市長が第11の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9第2項の提出期限までに第6の規定による確認書の提出が行われなかった場合、支給対象者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第10の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金の返還を求める。

2 調整給付金の支給を受けた者から、修正申告等により新たに要件を満たすこととなる給付の申し立てがなされ、当該給付を支給する場合は、調整給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

氏名 様
現住所

発行日 年 月 日

須坂市長 三木正夫

令和6年度須坂市定額減税調整給付金支給確認書

1 申請方法 いずれも本人確認書類及び振込先口座確認書類が必要になります。

①電子申請

ご自身のスマートフォン、パソコン等により右の二次元コードから「電子申請用サイト」にアクセス（市のホームページからアクセスも可能）し、入力及び確認書類をアップロードのうえ申請してください。申請には電子申請用IDが必要です。IDは下記に記載してあります。

電子申請用ID

二次元コード

電子申請用サイト

②郵送申請又は持参する場合

本書に必要事項を記入及び確認書類を添付のうえ、郵送又は持参により申請してください

2 調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額 (①)
	円 - 円	円	円 (<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額 (②)
	円 - 円	円	円 (<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額 (①)	住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額 計 (③) (①+②)
	円 + 円	円	円
注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。			調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ) 万円

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代理人現住所
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日			
	電話 ()			
上記の者を代理人と認め、 調整給付金の (確認・請求) を委任します。 (受給) ←法定代理の場合は、 (確認・請求及び受給) 委任方法の選択は不要です。		本人氏名	署名	

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄 (□) にレを入れてください。

【 私は給付金を受給しません □ 】

※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

上記記載内容に異議ありません。

氏名	確認日	令和 年 月 日	連絡先電話番号
----	-----	----------	---------

裏面も必ずご確認ください

(2) 調整給付金の振込先口座

調整給付金の振込み口座を下記に記入してください。(通帳等の写しを本人確認書類等貼付箇所に添付してください。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号 ※右詰めでお書き下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信漁連	店番号			

金融機関番号

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 ※右詰めでご記入下さい	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 0		

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、須坂市役所総務課 (026-248-9000)までお問い合わせください。

提出書類	☐ 『令和6年度須坂市定額減税調整給付金支給確認書』(本書)※必要事項をご記入ください。
	☐ 氏名、確認日、連絡先電話番号(表面下段に記入) ☐ 振込口座(裏面に記入)
	☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』※確認者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を下記の貼付箇所に添付してください。
	☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を下記の貼付箇所に添付してください。
	※ 表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ、
	☐ 『源泉徴収票や確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書などの写し(コピー)』
	※ 表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ、給付額算出に必要な税額や扶養親族数がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

※ 各欄の記入又はチェック漏れ及び提出書類の不備はありませんか。(不備がある場合、給付を受けられません。)

本人(代理人) 確認書類 添付箇所 ※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ) ※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付	振込先金融機関口座確認書類 添付箇所 (受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)
---	--

令和6年度須坂市定額減税調整給付金支給確認書 送付先変更届
(住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方など向け)

※調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない(定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額(推計)又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

支給市区町村 (令和6年度個人住民税の課税市区町村)
市区町村長殿

※本様式は、住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方などが使用するものです。
確認書(様式第1号)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、須坂市において給付要件に該当するか審査の上で、
記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

●変更後の送付先

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理人が変更届を提出する場合】

代 理 人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	性別	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
			男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
	上記の者を代理人と認め、 調整給付金支給確認書送付先変更届の提出を委任します。				署名 本人氏名

提出書類

☐ 『令和6年度須坂市定額減税調整給付金支給確認書 送付先変更届』(本書)

※必要事項をご記入ください。

☐ 変更後の送付先(本様式上部)

☐ 署名(本様式下部)

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※提出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を本様式下部に添付してください。

※記入漏れや提出書類の不備はありませんか。(不備がある場合、確認書を送付できない場合があります。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 提出者氏名

本人(代理人)確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ)

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

氏名
現住所

様

発行日 年 月 日

須坂市長 三木正夫

令和6年度須坂市定額減税調整給付金支給のお知らせ

※ 調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

令和6年の所得税（推計）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。

本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。

支給方法	口座振込
支給日	令和6年 月 日
支給口座	金融機関名 支店名 預金種別 口座番号 口座名義
支給額	万円

調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分推計 所得税額	控除不足額(①)
	円	円	円 (<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額(②)
	円	円	円 (<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額(①)	住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額計(③) (①+②)
	円	円	円
			調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ)
			万円

注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

1 「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、**令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定**です。

2 **令和6年中に市外に転居される方又は転居された方は、この支給のお知らせが追加給付に際して必要となることあるため、大切に保管ください。**

3 **本給付金の支給を辞退する方又は本給付金の振込先の変更を希望する方は、同封の届出書を郵送してください。(提出期限:令和 年 月 日)**

①支給を辞退する方 令和6年度須坂市定額減税調整給付金受給辞退の届出書(様式第4号)

②振込先の変更を希望する方 令和6年度須坂市定額減税調整給付金支給登録口座変更等の届出書(様式第5号)

4 **各数値について重大な相違を認める場合は、令和 年 月 日までに下記お問い合わせ先へご連絡ください。必要書類を送付いたします。**

ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。

須坂市役所総務部総務課行政改革推進係
電話 026-248-9000 (課専用)
ファクシミリ 026-246-0750
Eメール soumu@city.suzaka.nagano.jp

令和6年度須坂市定額減税調整給付金受給辞退の届出書

(あて先)須坂市長

- 1, 私は、「調整給付金」の受給について辞退することを、ここに届け出ます。
- 2, 本届出により、「調整給付金」の受給を辞退する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

()

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し
（いずれか1つ）

令和6年度須坂市定額減税調整給付金支給登録口座変更等の届出書

(あて先)須坂市長

1. 私は、下欄の事項に誓約・同意の上、「調整給付金」の支給を希望する口座情報を、ここに届け出ます。

令和 年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先 ()

2. 新規振込先指定口座(原則、1. の届出者本人名義の口座に限る。)

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名				支店名	預金種別	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.進協 3.信組 7.信連連 4.信連				本・支店 本・支所 出張所	1普通		※「1. 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
					2当座		
金融機関コード				支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

☐ 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和 年 月 日までに、市が届出者に連絡又は確認できない場合は、調整給付金が支給されないことに同意します。

提出書類

☐ 『令和6年度須坂市定額減税調整給付金支給登録口座変更等の届出書』(本書)
※必要事項をご記入ください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』
※届出者の 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

本人確認書類等貼付用紙

本人確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し（コピー）（いずれか1つ）

振込先金融機関口座確認書類

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し）